



2023年10月8日（日）に行われた転勤者のラストランの出迎えをめぐり、組合員2名に対する嚴重注意処分と訓告処分の不利益扱いを行い、出迎えに参加していた組合員に対して、管理者による執拗な事情聴取が行われるなど、組合員を萎縮させて組織の弱体化を狙った支配介入が行われました。

JR東日本の行為は、労働組合法第7条第1項及び第3号に該当する「不当労働行為」であり、認められないため、地本は2024年9月30日（月）上野運輸区分会とともに東京都労働委員会に「救済申立書」を提出し、受理されました。

JR東日本による「組合員への不利益扱い」と「組合員の萎縮」
組織の弱体化を狙った支配介入」に対し、東京都労働委員会へ
「救済申し立て」を提出し、受理される！